

平成31年度 監査事務局運営方針

1 監査委員の使命

監査委員は、地方自治法に基づき普通地方公共団体に必ず置くこととされており、長から独立した独任制の執行機関です。

監査委員は、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査等を実施し、その結果に関する報告を議会及び市長等に提出し、公表することなどにより、公正で能率的な行政運営の確保に資するとともにその透明性の向上を図り、市民の福祉の増進に寄与することを使命としています。

2 監査事務局の役割等

(1) 役割

監査事務局は、監査委員の補助機関として、法律の定めるところにより、条例で設置されています。

監査事務局では、監査委員の命を受けて、監査委員がその権限に基づき職務（監査、検査、審査）を執行するに当たり合理的な基礎を得て判断できるよう、実地調査及び資料調査、報告書等の文案作成などの事務を行います。

(2) 目指すもの

ア 監査委員がその使命を果たすため、本市の財務事務等が法令等に基づき適正に処理されているかという点だけでなく、地方自治法に定められた「最少の経費で最大の効果を挙げているか」等の観点で監査等を行います。

イ 事務処理等の誤りが不祥事や多額の財政的損失などとして市政に対する市民の信頼や業務の有効性等の確保に大きな影響を及ぼす前に、レジリエンスの視点も踏まえ、執行機関において自発的かつ継続的にリスクの予防・軽減のための是正・改善がなされるよう取り組みます。

ウ 監査等を通して、本市職員のルールに対する正しい理解やコンプライアンスの重要性に対する認識を深め、職員力の向上を図ることにより、職員が事務処理を誤ることなく、安心して業務を行うことができる環境づくりに貢献します。

エ 各局区等で取り組まれる「SDGs」の達成に向けた事業が適切に執行されるよう監査等を行うことにより、市政の推進を下支えします。

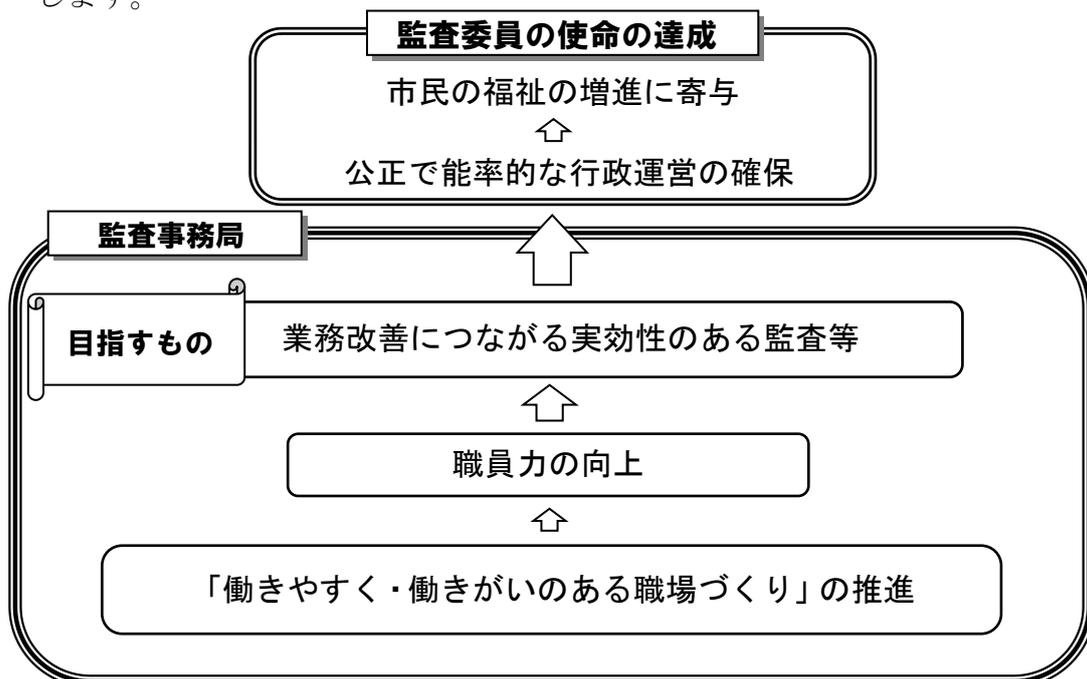


(3) 組織・職場運営

ア 監査事務局の目指すものの実現に向けて、研修の充実などにより、コンプライアンスを意識した専門性の高い職員の育成を推進し、監査能力の維持向上を図るとともに、限られた監査資源の中でより効率的に実効性のある監査等を実施します。

イ 監査等に取り組む姿勢として、対象部局から業務等の状況を丁寧に聴き取ることで問題点を発見し、その原因や背景等も踏まえて有効な改善策・解決策を導き出せるよう、助言・支援・提案等を行うこととし、そのための職員力の向上を目指します。

ウ 職員が健康で仕事にやりがいを感じながら業務に従事し、その能力を最大限に発揮できるよう、積極的に働き方改革に取り組み、風通しがよく、ワーク・ライフ・バランスのとれた「働きやすく・働きがいのある職場づくり」を推進します。



平成31年度 監査事務局運営の総括表

基本方針・重点方針

厳正かつ的確に監査業務を実施することにより、市政に対する市民の信頼の向上及び市民の福祉の増進に寄与することを目指します。

平成31年度重点取組

取組名		目 標	計 画・条 例 等	所 属 等
1 個別事項	(1) 定期監査（事務）及び 財政援助団体等監査（事務）	監査対象に係るリスクを考慮するとともに、不適正な事務処理等の指摘だけでなく、監査結果のフォローアップを重視した監査を実施する。制度所管局等に対し、業務改善を提案する監査を実施する。	監査計画	財務監査担当
	(2) 定期監査（工事）及び 財政援助団体等監査（工事）	問題の原因究明と業務改善に重点を置いた効果的な監査業務を実施する。	監査計画	工事監査担当
	(3) 住民監査請求監査	的確なポイントを押さえた効率的な監査業務を実施する。	監査計画	監査企画担当
	(4) 決算審査等	各会計の課題を踏まえた的確かつ効率的な審査業務を実施する。	監査計画	財務監査担当
2 共通事項	(1) 業務改善につながる 実効性のある監査等の実施	違法又は不正等の指摘にとどまらず、有効性、効率性、経済性の観点も重視し、問題点の原因や背景を踏まえ、監査対象部に事務の改善につなげてもらうための助言、支援、改善提案を行うことにより、監査の実効性の向上を目指す。 また、コンプライアンス推進室等との連携強化、イントラホームページを活用した監査結果の発信等の取組を通じて業務改善に寄与する。	監査計画	監査事務局
	(2) 職員力の向上	実効性のある監査等の担い手としての職員を育成する。	年間研修計画, 京都市職員研修実施計画	監査事務局

○ 平成 31 年度重点取組の概要

厳正かつ的確に監査業務を実施することにより、市政に対する市民の信頼の向上及び市民の福祉の増進に寄与することを目指します。

1 個別事項

(1) 定期監査（事務）及び財政援助団体等監査（事務）

監査対象に係るリスクを考慮するとともに不適正な事務処理等の指摘だけでなく、改善指導とフォローアップを重視した監査業務を実施する。

さらに、制度所管局等に対し、業務改善を提案する監査（改善提案型監査）にも取り組む。

(2) 定期監査（工事）及び財政援助団体等監査（工事）

問題の原因を究明し、業務改善に重点を置いた効果的な監査業務を実施する。

(3) 住民監査請求監査

限られた監査期間の中で、的確なポイントを押さえた効率的な監査業務を実施する。

(4) 決算審査及び健全化判断比率等審査

市会日程に対応するため、限られた審査期間の中で、各会計の課題等を踏まえた的確かつ効率的な審査業務を実施する。

2 共通事項

監査委員がその使命を果たすため、本市の財務事務等が法令等に基づき適正に処理されているかという点だけでなく、「最少の経費で最大の効果を挙げているか」等の地方自治法に定められた観点を踏まえ、「レジリエント・シティ」の実現及び「SDG s」の取組の推進に向けて各局区等で取り組まれる全事業が適切に執行されるよう監査等を行います。



(1) 業務改善につながる実効性のある監査等の実施

違法又は不正等の指摘にとどまらず、有効性、効率性、経済性の観点も重視し、問題点の原因や背景を踏まえ、監査対象部局に事務の改善につなげてもらうための助言、支援、改善提案を行うことにより、監査の実効性の向上を目指す。

また、コンプライアンス推進室等との連携強化、イントラホームページを活用した監査結果の発信等の取組を通じて業務改善に寄与する。

(2) 職員力の向上

職員の専門知識の習得と監査能力の向上を目指して、自己研鑽やOJTに加え、個々の職員の経験や能力に応じた研修等を計画的に行うことにより、業務改善につながる実効性のある監査等の担い手を育成する。

○ 平成 31 年度予算 5,700千円（事務局運営費）